

平成20年度事業計画・予算書など承認

第78回定期総会



会場：JAおきなわ宜野湾支店会館

平成二十四年の契約更新に向け「賃貸料算定研究委員会(仮称)」設置

第七十八回定期総会が、去る三月二十七日JAおきなわ宜野湾支店会館で開催。平成二十年度事業計画案をはじめ、平成二十年度収支予算書案が全会一致で承認されたほか、任期満了に伴う理事及び監事の改選について、各地区より推薦された十七人全員が承認されました。平成二十年度は賃貸料増額要請行動等のほか、平成十九年度に引き続き平成二十四年の契約更新に向けた委員会(賃貸料算定研究委員会(仮称))の設置及び活動を進めていくこととなります。

定期総会で承認された平成二十年度における基本方針、事業計画は、次に掲げるとおり。

・基本方針

賃貸料増額問題については、前年度においても政府の緊縮財政という厳しい状況の中、総額約八

九億円の予算措置(対前年度予算比実質一・〇%増)にとどまった。沖縄県に存在する「駐留軍用地等」は、一般の民間地とは異なり、国策において、条約上の義務を履行し、国の安全に寄与する極めて公共性の高いものである。それゆえ

に賃貸借により国策に協力している関係地主の意思は十分に反映されるべきであり、財政事情で予算措置すべきものではないとして訴えてきた。しかしながら、この訴えは

根拠法となつて「軍転特措法及び沖縄振興特別措置法」の失効のほか、「公益法人制度改革関連三法」(平成二十年十二月一日施行)に基づく新たな法人への移行など諸問題が山積している。これは、土地連において

組織の存亡に関わる重要な問題であることから、本年度においても引き続き取り組み、克服に向けた対策を講じていくこととする。

平成二十年度においては、以上の基本方針を踏まえ、て次に掲げる事業を計画し、推進していくこととする。

・事業計画

一、要請行動について

一方、当面する平成二十四年の問題として、賃貸借契約期間二十年の期間満了に伴う「契約更新」をはじめ、給付金支給の

- (一) 平成二十一年度賃貸料増額要請行動
- (二) 給付金の適正な支給に向けた要請行動
- (三) 位置境界未確定問題を

の解決要請行動

の解決要請行動

の解決要請行動

収支予算書総括表

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

単位：千円

I. 事業活動収支の部	科 目					合 計	
	一般会計	共済事業特別会計	居所不明土地管理特別会計	会館運営特別会計	内部取引消去		
1. 事業活動収入	基本財産運用収入			2,100		2,100	
	基本財産収入	142,967				142,967	
	補助金等収入	24,897				24,897	
	事業収入		3,700	556		4,256	
	雑収入	2	1	1,845	2	1,850	
	負担金収入				350	350	
	繰入金収入	95	3,700		1	0	
事業活動収入計	167,961	7,402	2,401	2,453	Δ 3,796	176,421	
2. 事業活動支出	事業費支出	44,809	2,431	2,802	2,359	47,240	
	管理費支出	67,102	5,320			77,583	
	政府受託事業費支出	24,897				24,897	
	繰入金支出	3,701	1		93	0	
	事業活動支出計	140,509	7,752	2,803	2,452	Δ 3,796	149,720
	事業活動収支差額	27,452	Δ 350	Δ 402	1	0	26,701
	II. 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入	特定資産取崩収入	78,157	10,000	1,050		89,207	
	金収入		10,000			10,000	
	預り金収入			12,178		12,178	
	投資活動収入計	78,157	20,000	13,228	0	0	111,385
2. 投資活動支出	基本財産取得支出	1				1	
	固定資産取得支出	202	1		1	204	
	特定資産取得支出	107,002	10,001	12,178		129,181	
	預り金支出		10,000			10,000	
	繰入金支出			1,050		1,050	
	投資活動支出計	107,205	20,002	13,228	1	0	140,436
投資活動収支差額	Δ 29,048	Δ 2	0	Δ 1	0	Δ 29,051	
III. 財務活動収支の部							
1. 財務活動収入	借入金収入	50,000				50,000	
	財務活動収入計	50,000	0	0	0	50,000	
2. 財務活動支出	借入金返済支出	50,000				50,000	
	財務活動支出計	50,000	0	0	0	50,000	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	
IV. その他							
予備費支出	5,404	548	298			6,250	
当期収支差額	Δ 7,000	Δ 900	Δ 700	0	0	Δ 8,600	
前期繰越収支差額	7,000	900	700	0	0	8,600	
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	

- (一) 平成二十四年の契約更新に向けた委員会設置及び活動
- (二) その他諸事業及び組織運営に係る委員会設置及び活動

- 五、助成事業について
- (一) 返還跡地の跡地利用

- (六) その他事業等に係る活動及び資料の収集

- 二、委員会設置及び活動について

- 四、土地連会館建設事業について

- (四) 公益法人制度改革に伴う新たな法人移行に向けた調査研究
- (五) 土地連会報の発行及びインターネットによる広報活動

- (四) 事務委託費の増額要請行動
- (五) 固定資産税の負担軽減に向けた要請行動
- (六) 米軍再編に伴う問題等解決要請行動
- (七) その他駐留軍用地等に係る諸問題解決促進要請行動

- 三、現行事業の充実及び強化について
- (一) 委任に伴う賃貸料受領事業の充実強化
- (二) 共済融資あつせん事業の充実強化
- (三) 財産管理土地(所有者居所不明土地)に関する所有者の確認調査及び管理の充実強化

- 六、その他活動
- (一) 会員の意思統一と団結による組織の充実強化
- (二) 公益法人としての社会的活動
- (三) ベイオフに対応した資金管理の充実強化
- (四) 公益法人制度改革に伴う新たな法人移行に向けた調査研究
- (五) 土地連会報の発行及びインターネットによる広報活動
- (六) その他事業等に係る活動及び資料の収集

平成二十年度 沖繩関係借料八九九億円

前年度比一・〇%増

平成二十年度沖繩借料予算は約八八億九、一〇〇万円、対前年度予算比で約八億一、〇〇〇万円、〇・九%増となりました。ただ、施設等の数量減などがあることから、これを差引いた場合、前年度とほぼ同額の約八億八、〇〇〇万円、一・〇%増となります。この一・〇%増は全施設に一律に適用されるものではなく、施設周辺等の開発状況等によって決まります。具体的な施設毎の単価額は、今年十月以降の沖繩防衛局と各地主会との単価交渉によって決定されることとなります。

土地連では、第七七回定期総会(平成十九年五月二十九日開催)において決定した要求総額九一五億五、四〇〇万円(対前年度予算比二・七八%増)の満額確保に向け、六月に那覇防衛施設局、七月と八月には全役員が上京し、防衛施設庁など関係省庁並びに県選出国會議員に要請してきました。

要請に当たっては、関係地主が国策に協力していること及び駐留軍用地として長年使用されていること、歴史的事実等のほか固定資産税負担増も斟酌すべきであるとして訴えて来ました。しかし、国は「政府の財政事情は依然として厳しく、また地価も緩やかではあるが下落している」などを理由として挙げ、承諾せず、結果として平成二十年度の借料額は前年同様の一・〇%増に止まりました。確かに、県内地価は下落傾向にあります。政府の財政事情も厳しいことも理解できますが、

並びに会館建設基本計画に関する業務についてあらゆる角度から調査を行い、検討を進めてきた。その間、平成十八年五月二十五日には第一回目の中間報告を、平成十九年三月十三日には第二回目の中間報告を取りまとめ、土地連会長へ報告したところであるが、このたび、委員会としての業務を完了し、これまでの調査検討結果を下記のとおり取りまとめたので、規程第八条第一項に基づき報告いたします。

一、会館敷地の選定について

平成十九年三月十三日の中間報告において、検討課題として残されていた下記の推薦箇所について選定を行った。

- (一) 那覇市久米(現土地連会館敷地)
- (二) 北谷町字桑江(桑江伊平土地区画整理事業地区内)
- (三) 嘉手納町字嘉手納(口一タリ一西側の新町側に位置する権利者事務所の一階・三階部分)
- (四) 嘉手納町字嘉手納(嘉手納町地主会館敷地)
- (五) 沖繩市字山里(沖繩県企業局コザ庁舎敷地内)
- (六) 沖繩市字上地(桑江銅像公園近く)
- (七) 読谷村字比謝(国道五十八号東側嘉手納弾薬庫地区返還地内)

以上の七箇所について、第七回委員会で取り決めた「会館敷地選定基準(五項目)」に照らし合わせて選定作業を進めてきた。その結果、「北谷町字桑江」は、交通の利便性及び関係機関との意見調整等が容易に確保できることなど各基準を満たすものであり、会館建設敷地としては最適な箇所であると見て、最終的に同箇所を選定し決定した。

以上の七箇所については、意見も交わされたが、これらの事項は委員会の業務の範囲外であり、理事会で検討すべきものであるとして「委員会意見」とした。

二、会館建設基本計画について

平成十九年十一月末現在、会館建設計画事業に係る資金は、二億一、三九二万五、〇〇〇円(会館建設積立資産一億九、八九二万五、〇〇〇円、建物減価償却引当資産一、五〇〇万円)の積立てにとどまっているため、総事業費約四億円に見合う予算の確保については、理事会で検討されるよう意見する。

- (一) 事業名：土地連会館建設事業とする。
- (二) 総事業費：約四億円(土地購入代、会館建設工事費代、その他)
- (三) 建設用地：桑江伊平土地区画整理事業地区内(北谷町役場北側隣)
- (四) 敷地面積：四五〇坪(目途)
- (五) 会館の構造：鉄筋コンクリート二階建て
- (六) 建物面積：延べ床面積三〇〇坪以内
- (七) 駐車収用台数：二十四台
- (八) 建設の実施時期：平成二十二年予定

三、委員会意見

このたびの報告を取りまとめるに当たって、総事業費の確保等についての意見も交わされたが、これらの事項は委員会の業務の範囲外であり、理事会で検討すべきものであるとして「委員会意見」とした。

- (一) 総事業費の確保について
平成十九年十一月末現在、会館建設計画事業に係る資金は、二億一、三九二万五、〇〇〇円(会館建設積立資産一億九、八九二万五、〇〇〇円、建物減価償却引当資産一、五〇〇万円)の積立てにとどまっているため、総事業費約四億円に見合う予算の確保については、理事会で検討されるよう意見する。
- (二) 建設用地の取得について
当該区画整理事業は、平成二〇年十二月ごろまでに仮換地指定を行い、平成二十一年度には土地の売買契約(坪当たり三十万八〇〇円程度を想定)を実施していく予定であることから、用地の確保については、同地区内の保留地又は町有地を取得する方向で、理事会で検討されるよう意見する。
- (三) 財産の管理・処分について
本事業を進めることにより、新たな財産(土地建物)を取得し移転することになることから、土地連が現に所有する基本財産等の管理及び処分について、理事会で検討されるよう意見する。

会館敷地を「北谷町桑江伊平土地区画整理事業地区内」に決定

会館建設調査検討委員会

平成十七年一月十四日に設置した「会館建設調査検討委員会(委員長・仲間昌信)」は、三十回に亘る協議を重ね、平成二十年一月十一日、左記の

とおりの報告書を取りまとめ、土地連会長へ報告しました。

報告書概要

本委員会は、本委員会

の目的である「老朽化が著しい現土地連会館の現状に鑑み、資料室兼閲覧室を備えた会館建設の調査検討を行うこと」を踏まえて、会館敷地の選定

主要日誌／平成十九年度

- 平成十九年
- 【四月】
- 六日▼理事会開催(一回)
- 二〇日▼会館建設調査検討委員会開催(二十三回)
- 【五月】
- 九日▼理事会開催(二回)
- 一六日▼監事会開催・決算監査(一八日)
- 二九日▼第七七回定期総会開催
- 【六月】
- 一日▼理事会開催(三回)
- 一日▼全役員、那覇防衛施設局長へ平成二十年度貸付料予算増額措置要請
- 一九日▼正副会長、那覇空港事務所空港長へ平成二十年度貸付料予算増額措置要請
- 二二日▼会館建設調査検討委員会開催(二十四回)
- 【七月】
- 六日▼理事会開催(四回)
- 一〇日▼全役員、防衛施設庁へ平成二十年度貸付料予算増額措置要請(一、二日)
- 二二日▼正副会長、大阪航空局へ平成二十年度貸付料予算増額措置要請
- 二三日▼正副会長、北谷町地主会・地権者代表とともにキャンブ桑江北側地区に係る「特定跡地給付金の支給期間延長要請」のため上京(二、四日)
- 【八月】
- 一六日▼理事会開催(五回)
- 二二日▼全役員、防衛施設庁へ平成二十年度貸付料予算増額措置要請(二、四日)
- 二七日▼安倍改造内閣発足、防衛大臣に高村正彦氏、沖繩担当相に岸田文雄氏就任
- 二九日▼米軍再編特措法施行
- 二九日▼理事会開催(六回)、平成二十年度貸付料概算要求額二・〇%増を了承
- 三〇日▼会館建設調査検討委員会開催(二十五回)
- 【九月】
- 一日▼防衛施設庁、防衛省へ統合、那覇防衛施設局、沖繩防衛局に名称変更
- 三日▼防衛省地方協力局地引局長、就任挨拶のため来所
- 一四日▼理事会開催(七回)
- 二〇日▼会館建設調査検討委員会開催(二十六回)
- 二六日▼福田内閣発足、防衛大臣に石破茂氏、沖繩担当相に岸田文雄氏就任
- 【一〇月】
- 二二日▼平成二四年契約更新問題調査検討委員会開催(二回)
- 一八日▼正副会長、防衛省地方協力局を表敬訪問(一、一九日)
- 二四日▼正副会長、糸満市地主会と平成二四年問題で意見交換



関係団体へ寄付

支援活動 人材育成、 社会福祉団体へ 300万円寄付

土地連は、平成十九年十二月十日に沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県社会福祉協議会、金武町・恩納村・宜野湾市・北谷町・糸満市の社会福祉協議会に対し、総額三百万円の寄付をしました。この寄付は、公益法人という立場から、毎年予算計上して、「沖縄県の次代を担う人材育成事業に取り組んでいる団体」、「地域の社会福祉事業に取り組んでいる団体」に対し支援活動を行っているものです。県国際交流・人材育成財団の川満茂雄理事長は「沖縄にとって人づくりは時代の要請、大切に活用させて頂きます」、県社会福祉協議会の呉屋秀信会長は「社会福祉の活動推進のために有効に活用させて頂きます」とそれぞれお礼と感謝の言葉を述べました。

地成跡 返還

読谷村地主会へ交付

土地連は、平成十九年十一月十四日、読谷村軍用地地主会（屋良政信会長）に対して返還跡地助成金百七万五千円を交付しました。これは、「返還跡地助成金交付規程」に基づくもので、市町村地主会の返還跡地に関する対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用が促進されることを目的としたものです。平成十八年度において返還された、読谷補助飛行場、瀬名波通信施設、楚辺通信所が対象となっており、交付金は同地主会から「読谷補助飛行場北地区跡地利用地主会」、「読谷補助飛行場大木・楚辺地区返還軍用地地主会」、「瀬名波通信施設跡地利用促進地主会」、「楚辺通信所返還跡地利用地主会」の四地主会へそれぞれ配分されました。

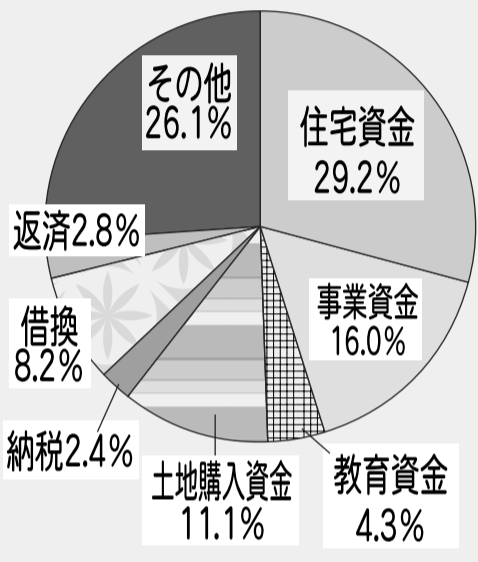


屋良読谷村地主会長へ交付

土地連共済融資のご利用について

「軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図る」とを目的とした共済融資事業は、県内五金融機関の協力のもとで実施しており、長期で低利な融資となっております。なお、平成十九年度における融資残高は約一四六億八〇〇〇万円、二、九七〇件という実績。また、単年度においては、融資申込みが約二〇億九、〇〇〇万円、二七二件の実績となっております。

共済資金使途 (平成20年3月末現在)



土地連共済会会員加入受付中!!

共済資金融資申込随時受付

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進に寄与することを目的とした制度で、軍用地等地主の必要な資金確保の円滑化を図るための長期で低利の融資となっております。なお、当連合会及び各地主会は「融資あっせん」の手続き業務を行なうこととなりますが、融資貸付けの最終的な決定は各金融機関になります。

- 融資対象
土地連共済会会員又はその配偶者及び一親等の続柄の者(重複貸付は認めない)。
- 融資申込手順
各地主会の窓口にて随時受け付けておりますが、新しく会員として加入される方は「共済拠出金」を拠出していただくことになります。

ご融資の条件

- 1 融資限度 最高額1,000万円
- 2 期間 15年以内
- 3 利率 長期プライムレート適用+α(年2回金利見直し)
- 4 担保 当該軍用地及びその他
- 5 保証人 原則として不要
- 6 償還方法 月賦払・半年賦払・年賦払

※融資実行の際は借入額の1,000分の1.5(融資事務取扱手数料)を徴収します。
※詳しくは各所属地主会、又は連合会(098)868-6270にお問い合わせ下さい。

- 融資あっせん申込みから融資実行まで約14日から2ヵ月半の期間を要します。

<取扱金融機関>

◎琉球銀行 ◎沖縄銀行 ◎沖縄海邦銀行 ◎コザ信用金庫 ◎沖縄県農業協同組合

個人情報保護の取扱いについて

平成17年4月1日全面施行

<基本方針>

当連合会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律の規定にしたがって、個人情報の安全管理に務め、必要な保護措置を講じたうえで取り扱っていくことといたします。

- 1 個人情報の収集
当連合会の目的達成及び事業活動を推進するため、以下の個人情報を収集します。
・氏名、住所、電話番号、生年月日、職業、地主会名等
- 2 個人情報の利用目的
(1)「土地連会報」及び通知書等の郵送のため
(2)共済事業に係る会員管理及び金融機関への共済資金融資あっせん等円滑な事務手続きを行うため
(3)賃貸料の請求・受領及び支払のため
- 3 個人情報の第三者への提供
(1)提供する第三者の範囲
市町村地主会及び金融機関
(2)第三者への提供内容
上記1のとおり

※個人情報は、事業活動の範囲を超えて収集し利用しません。
※会員は本人の個人情報に関する開示、訂正等を希望の場合には、それに対し当会は利用目的に支障のない範囲内において対応いたします。

二六日	理事会開催(八回)
二九日	正副会長、うるま市勝連地主会、うるま市石川地主会と平成二十四年問題で意見交換
【二月】	
一日	正副会長、国頭村地主会と平成二十四年問題で意見交換
二日	正副会長、伊江村地主会と平成二十四年問題で意見交換
五日	中間監査実施(八日)
九日	アセスメント除去工事・補助事業等計画書を沖縄防衛局に提出
一二日	会館建設調査検討委員会開催(二十七回)
一四日	読谷村地主会へ返還跡地助成金を交付
一九日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(一回)
二〇日	正副会長、南城市知念地主会と平成二十四年問題で意見交換
三〇日	会館建設調査検討委員会開催(二十八回)
【三月】	
六日	理事会開催(九回)
一〇日	沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県社会福祉協議会のほか、金武町・恩納村・北谷町・宜野湾市、糸満市の各社会福祉協議会へ寄付金贈呈
一二日	会館建設調査検討委員会開催(二十九回)
二〇日	正副会長、平成二〇年度賃貸料予算内示対応及び要請のため上京(一二日)
二六日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(二回)
【平成二十年】	
【二月】	
一日	会館建設調査検討委員会開催(三十回)、最終報告書を会長に提出
一八日	理事会開催(十回)
二二日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(四回)
二四日	地主会長会・新年交歓会開催
三一日	沖縄市地主会、合併三十周年記念式典・祝賀会開催
【二月】	
四日	業務監査(五日)
一二日	理事会開催(十一回)
一三日	地区別代議員会開催(一五日)
一八日	全役員、県内自衛隊基地視察研修(一九日)
二〇日	うるま市・沖縄市地主会館のアセスメント除去工事(補助事業)入札
二七日	理事会開催(十二回)
【三月】	
五日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(五回)
一〇日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(六回)
一七日	理事会開催(十三回)
一九日	金融機関と共済融資預託契約等について意見交換会
二一日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(七回)
二六日	平成二十四年契約更新問題調査検討委員会開催(八回)、中間報告書を会長へ提出
二七日	第七八回定期総会開催
二八日	アセスメント除去工事・補助事業実績報告書を沖縄防衛局へ提出